

行田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 総合事業は、市が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、居宅要支援被保険者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語は、この要綱において定めるもののほか、法、省令、及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）の例による。

(総合事業の内容)

第4条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) サービス事業

ア 訪問型サービス（法第115条の45第1項第1号イに規定する事業をいう。以下同じ。）

(7) 介護予防訪問介護相当サービス（旧介護予防訪問介護に相当する訪問介護員等によるサービス。以下同じ。）

(4) 主に雇用されている労働者により提供される、旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス（以下「訪問型サービスA」という。）

イ 通所型サービス（法第115条の45第1項第1号ロに規定する事業をいう。以下同じ。）

(7) 介護予防通所介護相当サービス（旧介護予防通所介護に相当する通所型

サービスをいう。以下同じ。)

(イ) 主に雇用されている労働者により提供される、旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス（以下「通所型サービスA」という。）

(ロ) 保健・医療の専門職により提供される支援で、3月から6月までの短期間で行われるサービス（以下「通所型サービスC」という。）

ウ その他の生活支援サービス（法第115条の45第1項第1号ハに規定する事業をいう。）

エ 介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号ニに規定する事業をいう。以下同じ。）

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(総合事業の実施方法)

第5条 市長は、総合事業を、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）別記1第2の1の(1)ア(イ)①の(a)から(d)まで（一般介護予防事業にあつては、同(a)、(b)又は(d)に限る。）のいずれかにより行うものとする。

2 市長は、総合事業のうち、訪問型サービス及び通所型サービスについては、指定事業者又は委託により実施する。

3 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第13条の規定により訪問型サービスに係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者が行う当該訪問型サービスは介護予防訪問介護相当サービスに、同条の規定により通所型サービスに係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者が行う当該通所型サービスは介護予防通所介護相当サービスに、そ

れぞれ含まれるものとする。

(指定事業者により実施するときのサービス事業に要する費用の額)

第6条 総合事業を指定事業者により実施するときのサービス事業に要する費用の額は、別表の区分及びサービスの種類ごとに、別表に定める単位数に別表に定める1単位の単価を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定によりサービス事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(サービス事業支給費の支給)

第7条 サービス事業支給費(法第115条の45の3第1項の第一号事業支給費をいう。以下同じ。)の額は、次に掲げるサービスの種類に応じ、それぞれ次に定める額とする。

- (1) 訪問型サービス及び通所型サービス 前条の規定によりサービスの種類ごとに算定されたサービス事業に要する費用の額(その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額とする。)の100分の90(サービスの利用者が、第一号被保険者であって法第59条の2に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあっては、100分の80)に相当する額
- (2) その他の生活支援サービス 別に市長が定める額
- (3) 介護予防ケアマネジメント 別表に掲げる額

(支給限度額)

第8条 省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第197号)に定める様式第1(以下「基本チェックリスト」という。)の質問項目の回答が同基準に定める様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者(以下「事業対象者」という。)のサービス事業支給費の支給限度額は、要支援1の介護予防サービス費等の区分支給限度額相当とする。

2 前項の規定に関わらず、利用者の状態(退院直後で集中的にサービス利用する

ことが自立支援につながると考えられるような場合等)により、市長が認めた場合は、事業対象者のサービス事業支給費の支給限度額は、要支援2の介護予防サービス費等の区分支給限度額相当とすることができる。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第9条 市長は、介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスについて、通知別記1第2の1の(1)ア^(イ)及び同^(ロ)により高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業(以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。)を行うものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

(指定事業者の事業)

第10条 指定事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、次に掲げる区分に応じて、それぞれ定める基準に従い事業を行わなければならない。

(1) 訪問型サービス

ア 事業所が行う旧介護予防訪問介護に相当するサービス(医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされたものによる当該指定に係る訪問型サービスを含む。)においては、省令第140条の63の6第1号イ及びロに規定する基準(旧介護予防訪問介護に係るものに限る。)

イ 事業所が行う緩和した基準によるサービス(別に市長が定める基準)

(2) 通所型サービス

ア 事業所が行う旧介護予防通所介護に相当するサービス(医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされたものによる当該指定に係る訪問型サービスを含む。)においては、省令第140条の63の6第1号イ及びロに規定する基準(旧介護予防通所介護に係るものに限る。)

イ 事業所が行う緩和した基準によるサービスにおいては、市長が別に定める基準

(委託)

第11条 市長は、総合事業を法第115条の47第4項に規定する基準を満たす者（事業対象者に対して行う介護予防ケアマネジメントにあつては、同条第1項の厚生労働省令で定める者）に委託することができる。

(補助)

第12条 市長は、別に定めるところにより、総合事業（介護予防ケアマネジメントを除く。）を行う者に対して補助することができる。

(総合事業の利用料)

第13条 市長は、総合事業を実施するときは、市長が別に定めるところにより、居宅要支援被保険者等に対して総合事業に要する費用の一部を負担させることができる。

(有効期間)

第14条 事業対象者である有効期間は、第1号に掲げる期間と第2号に掲げる期間を合算して得た期間とする。

(1) 基本チェックリストの実施によって事業対象者となった日から当該日が属する月の末日までの期間

(2) 2年間

2 事業対象者が、基本チェックリストの実施によって事業対象者の基準に該当しなくなった場合は、当該基本チェックリストの実施日（以下「非該当基本チェックリスト実施日」という。）の属する月の翌月1日より、事業対象者でなくなるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、訪問型サービス又は通所型サービスを受けていた又は受けている事業対象者が、事業対象者でなくなった後も、地域における予防活動、就業、ボランティア、趣味活動等への参加等を通じて継続して介護予防に取り組んでいくために、介護予防ケアマネジメントを受けようとする場合は、非該当基本チェックリスト実施日の属する月の翌々月1日より事業対象者でなくなるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市

長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(行田市介護予防事業実施要綱の廃止)

2 行田市介護予防事業実施要綱（平成18年告示第237号）は、廃止する。

別表（第6条関係）

区分	サービスの種類	単位数（1月につき）	1単位の単価	
訪問型サービス	介護予防訪問介護相当サービス	通知別添1の1に定める単位数	1単位に10.42円を乗じて得た額	
	訪問型サービスA	週1回		817単位
		週2回		1634単位
初回加算		200単位		
通所型サービス	介護予防通所介護相当サービス	通知別添1の2に定める単位数	1単位に10.27円を乗じて得た額	
	通所型サービスA	週1回		1343単位
		週2回		2769単位
		運動機能向上加算	225単位（月）	
通所型サービスC	1647単位 選択的サービス複合加算（Ⅱ） 700単位 サービス提供体制強化（Ⅱ）加算 24単位	10円		
介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントA	430単位 初回加算 300単位 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位	1単位に10.42円を乗じて得た額	
	介護予防ケアマネジメントB	430単位 初回加算 300単位 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位 ただし、単位数の算定は、初回月及びアセスメント時のみとする。		
	介護予防ケアマネジメントC	430単位 初回加算 300単位 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位 ただし、単位数の算定は初回月のみとする。		

